

第2章 個別労働紛争に関するあっせん

第1節 あっせんの状況

1 あっせんの係属状況

(1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、6年末現在、44道府県労委である。

6年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は319件で、このうち5年から繰越されたものは34件、新規に係属したものは285件であった（第47表参照）。

(2) 新規係属件数

新規係属件数は285件で、5年に比べ27件の増加となった。過去5年の推移は、2年284件、3年243件、4年230件、5年258件となっている（図5参照）。

(3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が275件・96.5%（5年249件・96.5%）、使用者からの申請が10件・3.5%（同9件・3.5%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第48表参照）。

(4) 道府県労委別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、北海道30件・10.5%（5年16件・6.2%）が最も多く、次いで、鳥取28件・9.8%（同20件・7.8%）、沖縄19件・6.7%（同11件・4.3%）、静岡14件・4.9%（同17件・6.6%）、埼玉及び愛知12件・4.2%（同 埼玉12件・4.7%、愛知18件・7.0%）が続いている（第47表参照）。

第47表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

都道府県 労委	区分 新規 件数	あっせん						次期 継越 件数	
		係属件数		終結件数					
		前期 総件数	新規 件数	計	解決	打切	取下	不開始	
北海道	3	30	33	12	9	5	0	26	7
青森	2	5	7	1	5	1	0	0	0
岩手	1	4	5	2	0	2	0	4	1
宮城	0	6	6	3	2	1	0	6	0
秋田	0	1	1	1	0	0	0	0	0
山形	0	3	3	1	2	0	0	3	0
福島	0	5	5	3	1	0	0	4	1
茨城	1	5	6	1	3	0	0	4	2
栃木	1	6	7	0	4	3	0	7	0
群馬	0	4	4	2	2	0	0	4	0
埼玉	2	12	14	4	7	1	0	12	2
千葉	0	7	7	1	4	1	0	6	1
東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	0	1	1	0	0	0	0	0	1
新潟	1	10	11	5	4	2	0	11	0
山梨	1	1	2	0	2	0	0	2	0
長野	0	10	10	2	5	1	0	8	2
静岡	3	14	17	7	8	0	0	15	2
富山	0	4	4	2	2	0	0	4	0
石川	0	1	1	1	0	0	0	1	0
福井	0	4	4	1	2	0	0	3	1
岐阜	1	2	3	0	1	0	1	2	1
愛知	3	12	15	7	6	1	0	14	1
三重	0	4	4	0	3	0	0	3	1
滋賀	0	11	11	6	4	0	0	10	1
京都	1	9	10	4	4	0	0	8	2
大阪	0	5	5	2	2	0	0	4	1
兵庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良	1	4	5	2	3	0	0	5	0
和歌山	1	1	2	0	2	0	0	2	0
鳥取	0	28	28	12	11	4	0	27	1
島根	0	6	6	2	1	0	0	3	3
岡山	1	5	6	2	4	0	0	6	0
広島	5	5	10	3	6	1	0	10	0
山口	0	1	1	1	0	0	0	1	0
徳島	0	8	8	2	4	1	0	7	1
香川	0	3	3	0	2	0	0	2	1
愛媛	0	5	5	1	1	0	3	5	0
高知	0	4	4	1	3	0	0	4	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	3	2	5	2	2	1	0	5	0
長崎	1	1	2	1	1	0	0	2	0
熊本	1	7	8	3	4	0	0	7	1
大分	0	1	1	1	0	0	0	1	0
宮崎	0	5	5	2	3	0	0	5	0
鹿児島	0	4	4	1	1	0	0	2	2
沖縄	1	19	20	5	10	1	1	17	3
総計(注2)		34	285	319	109	140	26	5	280
					38.9%	50.0%	9.3%	1.8%	100%
5年(注2)		39	258	297	117	121	19	6	263
					44.5%	46.0%	7.2%	2.3%	100%

(注) 1. 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていない

いが、次の制度がある。

東京都：都によるあっせんを実施。

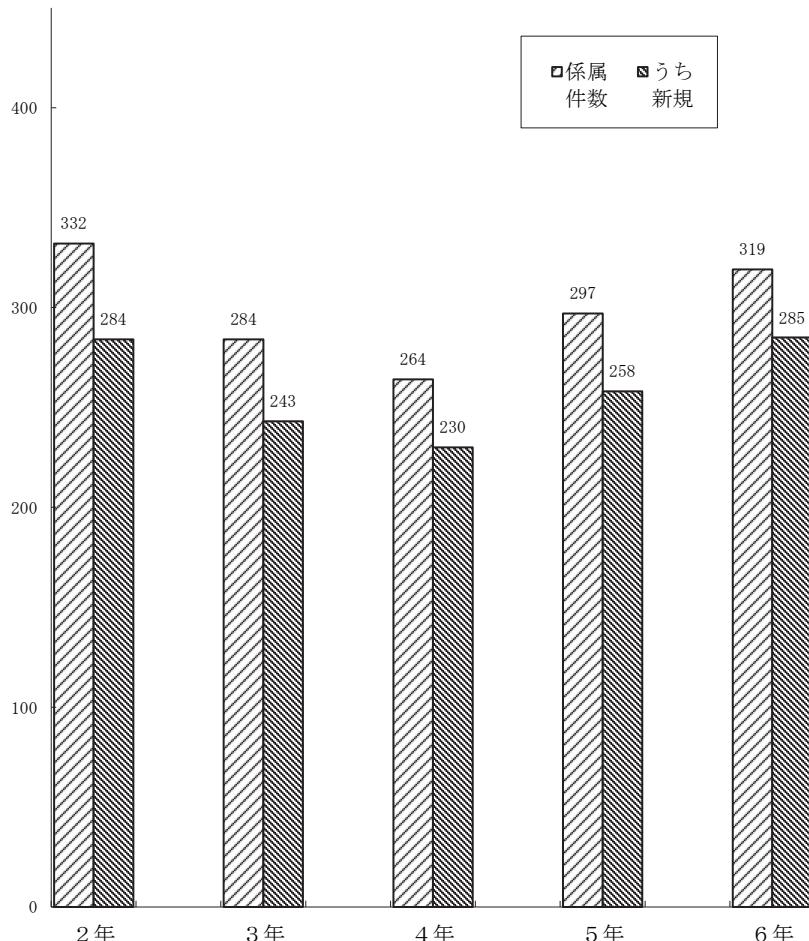
兵庫県：労使相談センターによるあっせんを実施。（令和5年12月閉鎖）

福岡県：県によるあっせんを実施。その中で労働委員会委員によるあっせんの制度が設けられている。（表中は委員によるあっせんの件数）

2. 総計には、福岡県の件数は含まれていない。

図5 あっせん件数の推移

（単位：件）



（注） 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計（44 労委）。

第48表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あっせん件数の推移

(単位：件)

開始事由 年	労働者申請		使用者申請		労使双方申請		合計	
2年	278	97.9%	6	2.1%	0	0.0%	284	100%
3年	237	97.5%	6	2.5%	0	0.0%	243	100%
4年	224	97.4%	6	2.6%	0	0.0%	230	100%
5年	249	96.5%	9	3.5%	0	0.0%	258	100%
6年	275	96.5%	10	3.5%	0	0.0%	285	100%

2 あっせん事件における関係当事者の特徴

(1) 労働組合の有無別及び従業員数規模別事業主の状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありでは、従業員数が9人以下は0件・0.0%（5年0件・0.0%）、10人以上49人以下は3件・6.3%（同5件・10.9%）、50人以上99人以下は1件・2.1%（同5件・10.9%）、100人以上299人以下は8件・16.7%（同6件・13.0%）、300人以上499人以下は3件・6.3%（同5件・10.9%）、500人以上は33件・68.8%（同24件・52.2%）であった。

労働組合なしでは、従業員数が9人以下は38件・18.4%（同30件・16.0%）、10人以上49人以下は69件・33.5%（63件・33.7%）、50人以上99人以下は28件・13.6%（同17件・9.1%）、100人以上299人以下は26件・12.6%（同31件・16.6%）、300人以上499人以下は12件・5.8%（同13件・7.0%）、500人以上20件・9.7%（同29件・15.5%）であった（第49表参照）。

第49表 当事者である事業主の状況

(単位：件)

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	企業規 模不明	合計
6年 (5年)	組合あり	0 (0)	3 (5)	1 (5)	8 (6)	3 (5)	33 (24)	0 (1)	48 (46)
	組合なし	38 (30)	69 (63)	28 (17)	26 (31)	12 (13)	20 (29)	13 (4)	206 (187)
	合計	38 (30)	72 (68)	29 (22)	34 (37)	15 (18)	53 (53)	13 (5)	254 (233)

(注) 1. 件数は終結件数である。5年は30件、6年は26件が組合の有無について不明。

2. 下段の（ ）は5年の数値である。

(2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が 167 件・59.6%（5 年 157 件・59.7%）、パート・アルバイトが 50 件・17.9%（同 52 件・19.8%）、契約社員が 34 件・12.1%（同 34 件・12.9%）、派遣労働者が 17 件・6.1%（同 7 件・2.7%）、その他が 12 件・4.3%（同 13 件・4.9%）となっている（第 50-1 表、図 6 参照）。

第 50-1 表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

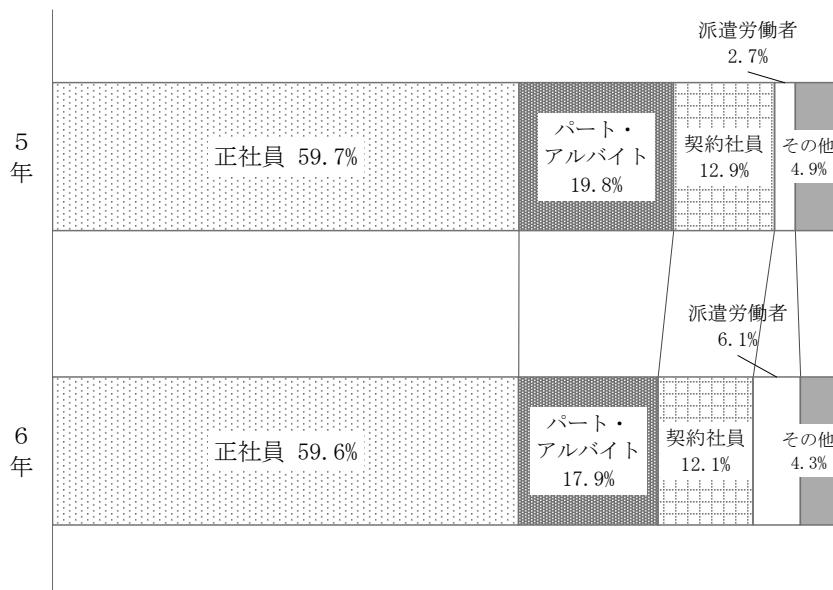
（単位：件）

就労状況	正社員	パート・ アルバイト	契約社員	派遣労働者	その他	合計
5 年	157 59.7%	52 19.8%	34 12.9%	7 2.7%	13 4.9%	263 100%
6 年	167 59.6%	50 17.9%	34 12.1%	17 6.1%	12 4.3%	280 100%

（注） 1. 件数は終結件数である。

2. 就労状況の「その他」とは、業務委託、試用期間、嘱託など。

図 6 労働者の就労状況



(3) 労働者の就労状況別及びあっせんの内容別事項

終結事件に係る労働者の就労状況別・あっせんの内容別事項をみると正社員、パート・アルバイト、契約社員、派遣労働者及びその他において「経営又は人事」が最も多い。(第50-2表参照)。

第50-2表 労働者の就労状況、内容別個別労働紛争あっせん事項

(単位：件)

事項 就労状況	経営又は 人事	賃金等		労働条件 等		職場の 人間関係		その他		合計		
正社員	107	39.3%	(1)	63	23.2%	(2)	22	8.1%	(5)	50	18.4%	(3)
パート・ アルバイト	26	33.3%	(1)	12	15.4%	(3)	11	14.1%	(4)	23	29.5%	(2)
契約社員	22	42.3%	(1)	9	17.3%	(3)	4	7.7%	(5)	10	19.2%	(2)
派遣労働者	9	31.0%	(1)	4	13.8%	(4)	6	20.7%	(2)	6	20.7%	(2)
その他	7	46.7%	(1)	0	0.0%	(4)	0	0.0%	(4)	2	13.3%	(3)
										6	40.0%	(2)
										15		100%

(注) 1. 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は終結件数とは一致しない。
2. 下段の()は、各就労状況におけるあっせん事項の順位を表す。

3 あっせん内容の特徴

新規係属事件285件に係るあっせんの内容別事項数468件(5年427件)のうち、「経営又は人事」が168件・35.9% (同156件・36.5%)、「賃金等」が83件・17.7% (同97件・22.7%)、「労働条件等」が50件・10.7% (同54件・12.6%)、「職場の人間関係」が107件・22.9% (同79件・18.5%)、「その他」が60件・12.8% (同41件・9.6%)となっている。

5年と比べると、「経営又は人事」が12件、「職場の人間関係」は28件、「その他」は19件増加し、「賃金等」が14件、「労働条件等」は4件減少した(第51表参照)。

第 51 表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項の推移

(単位：件)

	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計		新規係属事件数
2年	182	39.7%	109	23.7%	46	10.0%	87	19.0%	35	7.6%	459	100%	284
3年	152	39.3%	74	19.1%	45	11.6%	78	20.2%	38	9.8%	387	100%	243
4年	145	37.6%	88	22.8%	41	10.6%	79	20.5%	33	8.5%	386	100%	230
5年	156	36.5%	97	22.7%	54	12.6%	79	18.5%	41	9.6%	427	100%	258
6年	168	35.9%	83	17.7%	50	10.7%	107	22.9%	60	12.8%	468	100%	285

(注) 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は新規係属事件数に一致しない。

4 あっせん員の構成

終結した事件 280 件のうち、あっせん員の指名がされた 248 件（5年 241 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員によるものが 207 件・83.5%（同 192 件・79.7%）、委員及び事務局職員が 21 件・8.5%（同 28 件・11.6%）などとなっている（第 52 表参照）。

第 52 表 あっせん員の構成

(単位：件)

	委 員			委員 + 非委員				非 委 員		合計		
	三者構成	公益委員のみ	その他	委員及び事務局職員		うち、委員三者構成	その他	事務局職員	その他			
				5年	6年				241	100%		
5年	192	79.7%	1	0.4%	0	0.0%	28	11.6%	27	11.2%	8	3.3%
6年	207	83.5%	2	0.8%	0	0.0%	21	8.5%	21	8.5%	5	2.0%
										11	4.6%	
										12	4.8%	
										248	100%	

5 あっせんの終結

(1) 処理状況

6年は、5年からの繰越 34 件を含む 319 件（5年 297 件）の係属事件のうち、280 件（同 263 件）が終結し、39 件（同 34 件）が7年に繰り越された。終結した 280 件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの（「あっせんあり」）は 159 件（同 143 件）、同意しなかったもの（「あっせんなし」）は 121 件（同 120 件）であった（第 47 表、チャート β 参照）。

(2) あっせんを行った事件

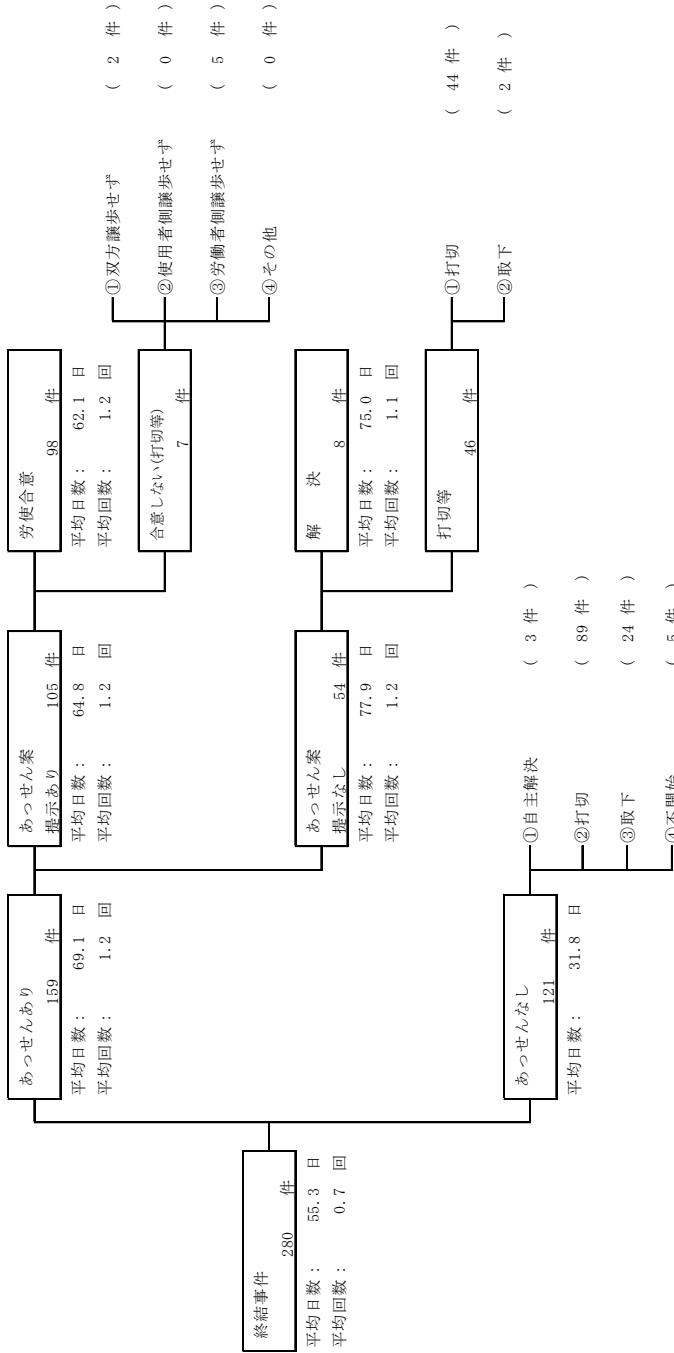
あっせんを行うことに同意した事件 159 件（5年 143 件）のうち、あっせん案の提示があった 105 件（同 104 件）の内訳をみると、労使合意したもの（解決）が 98 件（同 97

件)、労使合意しなかったもの(打切等)が7件(同7件)であった。労使合意しなかった7件の内訳は「双方譲歩せず」が2件、「使用者側譲歩せず」が0件、「労働者側譲歩せず」が5件となっている。また、あっせん案の提示がなかった54件の内訳をみると、解決8件、打切等が46件となっている(チャートβ参照)。

(3) あっせんを行わなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件121件(5年120件)の内訳をみると、打切が89件(同87件)と最も多く、次いで、取下24件(同17件)、自主解決3件(同10件)、不開始5件(同6件)となっている(チャートβ参照)。

チャートβ 個別労働紛争に関するあつせんの処理状況(フローチャート)



※ 平均日数 = 処理日数 ÷ 取下及び不開始を除く終結件数

(4) 解決状況

6年に終結した事件280件（5年263件）のうち、取下・不開始を除く249件（同238件）の終結状況は、解決109件（同117件）、打切140件（同121件）で、その解決率は43.8%（同49.2%）であった（第53表参照）。

第53表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率

（単位：件）

	終 結 件 数								解決率
	解決		打切		取下		不開始		
2年	125	43.0%	124	42.6%	34	11.7%	8	2.7%	291 100% 50.2%
3年	90	36.0%	131	52.4%	23	9.2%	6	2.4%	250 100% 40.7%
4年	100	44.4%	94	41.8%	22	9.8%	9	4.0%	225 100% 51.5%
5年	117	44.5%	121	46.0%	19	7.2%	6	2.3%	263 100% 49.2%
6年	109	38.9%	140	50.0%	26	9.3%	5	1.8%	280 100% 43.8%

（注） 1. 解決率（%）＝解決件数÷取下・不開始を除く終結件数×100

2. 「打切」には被申請者の不参加による打切も含む。

(5) 平均処理日数

取下・不開始を除く249件（5年238件）の平均処理日数は55.3日（同61.0日）であった（第54表参照）。

第54表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数

（単位：日）

	2年	3年	4年	5年	6年
平均処理日数	52.9	54.5	57.5	61.0	55.3

（注） あっせん処理日数は、申請書受付日（又はあっせん員指名日・あっせん受任日）

～終結日で計算している。